

第 53 期令和 2 年度第 2 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 2 年 7 月 22 日 (水)
高松サンポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県最低賃金改正に対する意見について

(2) その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

労働者側

資料No.1

2020年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 岩部 乃之

資料No.2

2020年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

—最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—

香川県労働組合総連合（香川県労連） 女性部長 中平 朋子

資料No.3

2020年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 森 信夫

使用者側

資料No.4

令和2年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

香川県経営者協会 会長 本田 典孝

資料No.5

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠

2019年7月13日

香川労働局長
本間 之輝 様
香川地方最低賃金審議会会長
柴田 順子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
議長 岩部 乃之



2020年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

香川地方最低賃金審議会の各委員、並びに香川労働局の皆様にかかれては、最低賃金法・第1条(目的)の主旨に則り、香川県内労働者の労働条件改善と生活の安定、地域経済の健全な発展に寄与するべく、ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年の香川県の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会が示す目安額(Cランク+26円)と同額の答申(時給792円⇒818円)となりましたが、時給818円は、最低賃金法・第1条(目的)の主旨を満たすものとは言えない金額であり、下記の問題が散見されます。

(問題1) 非正規雇用労働者の賃金が、最低賃金額に近づく実態が数多く見られ、最低賃金の改定が非正規雇用労働者の生活実態に直接影響を及ぼす状況が拡大しています。

資料1 = 「令和元年賃金構造基本統計調査」の労働者平均給与と「最低賃金額」で算出した年収を比較すると、全国平均の年収額5,009千円に対し最賃額の年収は「1,871千円(37.45%)」と少なく(香川県でも438.2千円「1,71.8千円(39.2%)」)、最低賃金で働く労働者の年収は、労働者平均年収の4割以下しかありません。

資料2 = 平成21年と26年の賃金構造基本統計調査のデータから、最低賃金の1.15倍未満の賃金で働く労働者数を推計しましたが、最低賃金に近い賃金で働く労働者は、H21～H26年の5年間で全ての県で増加し、そのような労働者比率が最も多い沖縄県では21.7%に達し、全国平均でも13.4%に達しています。香川県の比率は6.8%と少ないものの5年間で1.7%も増加しています。

(問題2) 中央最賃審議会が示すランク分目安額により、最低賃金の地域間格差が広がっており、最低賃金額の低い地域から高い地域への若年労働者の流出、地域の働き手不足を加速させており、地域経済の発展を阻害する一因となっています。地域的にランク分けする現在の最低賃金制度は、理論的根拠に大いに疑問です。全国一律最低賃金制度こそがあるべき姿と考えています。

資料3＝最低賃金の地域間格差(最高額・東京 1013 円、最低額 790 円)は、223 円(香川で 195 円)となるとともに、近13年で格差が114円も広がっています。

資料4＝各都道府県の若年(15～29 歳)の転入超過率と地域最低賃金の相関を見ると、最低賃金の低い県から高い都市部に若年層が移動していることは明らかです。

資料5＝各県労連で実施した最低生計費調査では、首都圏を含み全国での最低生計費には、殆ど差がありません。地域的に格差を設ける現在の最低賃金制度の理論的根拠は大いに疑問です。

そのため、地域間格差を無くし、政労使合意の実現に向けて全体の水準をどのように底上げしていくかが求められています。

つきましては、下記事項を念頭に今年度の最低賃金改定作業を行うようお願いします。

記

1 全国一律最低賃金制度の導入に向けた地域間格差の縮小をめざしてください。

最低賃金の地域間格差の拡大により、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促していることから、人口減等により全国の低いランクの地域では、地方の疲弊が大きな問題になっています。

香川県内の自治体と懇談した結果、全ての自治体が若年層の人口流出に苦慮しておられ、子育て支援や地場産業育成に力を注いでおられますが、流出を抑制できていません。「人口流動と最低賃金」の関係を問題視されており、地方から声を上げる必要性に共感されています。中央最低賃金審議会のランク分け引上げ目安について、地方から異議を唱える首長も出ていますし、日本弁護士連合会は2020年2月に「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を政府宛に提出しています。さらには、全国一律最賃制度に対する自民党議連も発足し、全国一律最低賃金制を求める国会請願署名の紹介議員は、2020年6月時点で9党派82名にも達しています。

地域経済の活性化、産業振興、若年労働者の定着を促すため、私たち県労連は全国一律最低賃金制度への転換を目指しています。しかしながら現状の格差では迅速な一律制度への移行が出来ません。そのためのステップとして大幅引き上げを実施し、全国最賃制度への足がかりをつくってください。

2 最低賃金の大幅引き上げと、以下の政策実施を求める意見書を上げてください。

- ① 中小・下請け企業が、最低賃金の引き上げにともなうコストアップ分を適正に価格転嫁できるよう、公正取引ルールにかかわる制度を改善し、監督行政を整えてください。
- ② 中小企業における最低賃金の引き上げにかかわる助成金として、現在は「業務改善助成金」が実施されていますが、雇用促進税制や所得拡大促進税制と同様、自発的に取り組んだ企業への助成としており、実績があがりません。予算を拡充し、最低賃金額の大幅引き上げと同時に、条件を満たす企業に給付権が発生する「最低賃金引き上げ支援助成金」へと、制度を改正してください。

3 最低賃金審議会運営規定の原則どおりに、会議・議事録を公開してください。

6月30日に開催された第1回審議会で、金額を決定する専門部会を例年通り非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置だと考えます。

会議は「香川地方最低賃金審議会運営規定」第6条のとおり、原則、公開で行うべきものです。「公開することにより、個人情報保護や率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」という理由は、現代社会の通念上で通用しませんし、専門部会において、公開・非公開をその都度決定していただき、非公開とする理由を明らかにすべきです。国会審議はもとより、政労使が参加する労働政策審議会なども全て公開されており、香川最低賃金審議会の専門部会が、密室でなければ議論できない特別の事情が理解できません。改めて公開を要請し、非公開とした具体的な理由を明確にご提示いただきたい。

また、専門部会の「議事要旨」は公開されるようになりましたが、単に審議の流れと、労働者・使用者委員が求める改定額(案)の要旨が記載されているだけです。事務局が示した「生活保護と最低賃金額との比較資料」も添付されていません。

最低でも、本審議会の議事録・資料と同様に、議論内容・関係資料を公開してください。

以上、

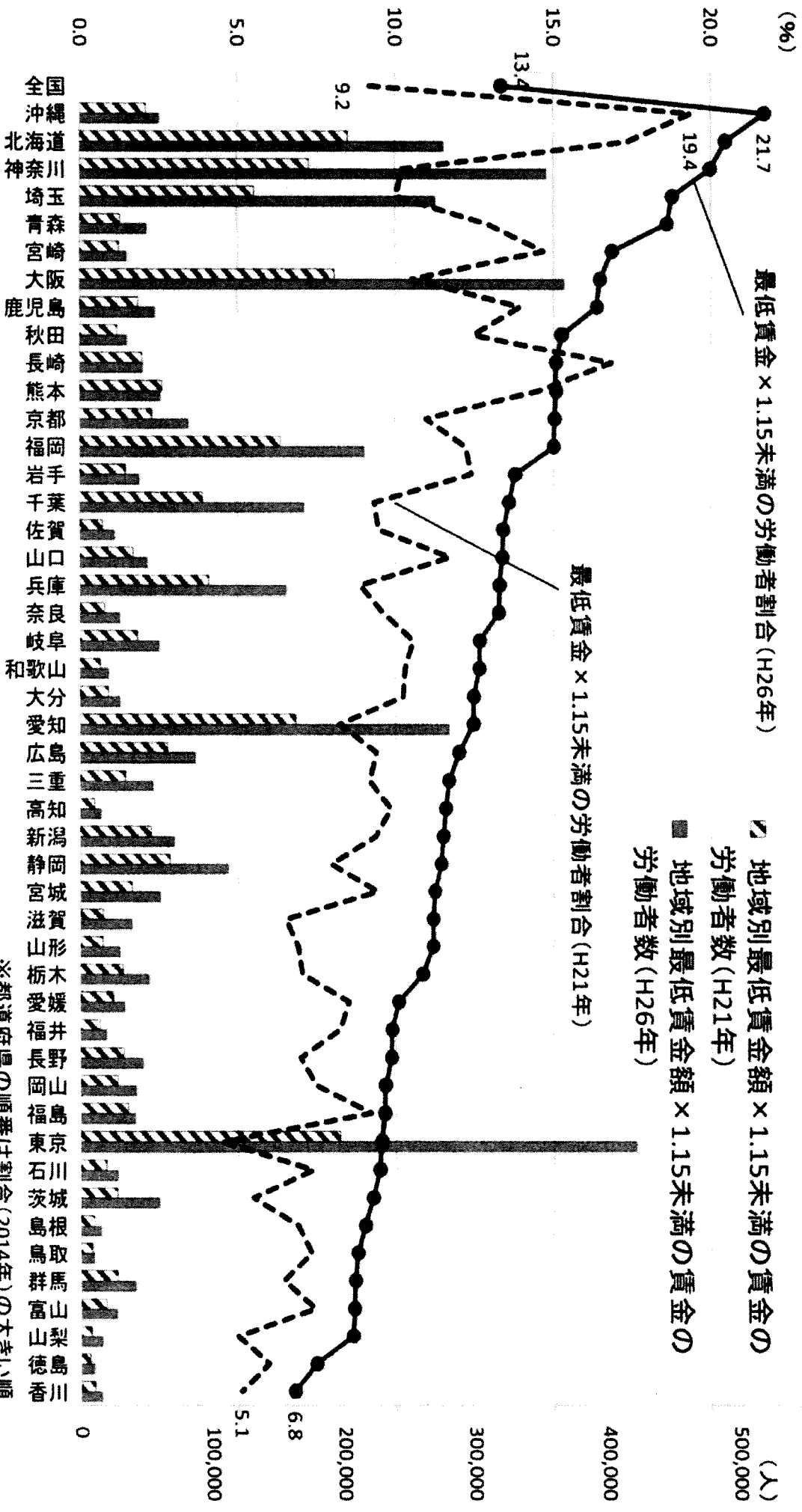
「全労働者の平均賃金集計」と「最低賃金額」から試算した年収額の比

都道府県	決めて支給する現金給与額 (厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」10人以上・男女計)									最低賃金の労働者の収入額								
	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	所定 内労働 時間 (h)	超過 労働 時間 (h)	決めて 支給する 現金 給与額 (千円)		その他 特別 給与額 (千円)	統計の 労働者 数 (千人)	全労働者 の平均 年収額 ⑩*12月*⑧ (千円)	⑩の 順位	最低 賃金 額 (円/h)	⑪の ランク	⑪の 順位	月収入 ⑪*(④+ ⑤) (千円)	非正規 雇用労働 者数 (千人) 2017年	年収額 ⑫*12月 (千円)	⑭の 順位	⑭/ ⑩の 率 (%)
					現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)												
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮				
0 全国	43.1	12.4	160	13	338.0	307.7	950.9	22,181.4	5,006.9	-	901	-	155.9	21,325.7	1,870.8	-	37.4%	
1 北海道	44.1	11.9	160	13	308.8	280.8	763.1	713.0	4,468.7	26	861	C	12	149.0	892.7	1,788.0	15	40.0%
2 青森	44.5	12.6	164	11	258.8	239.0	605.1	190.8	3,710.7	47	790	D	33	138.3	182.9	1,659.6	34	44.7%
3 岩手	44.4	12.6	163	13	270.6	245.7	666.1	238.1	3,913.3	41	790	D	33	139.0	189.8	1,668.0	31	42.6%
4 宮城	43.6	12.8	160	13	316.6	287.3	840.7	415.4	4,639.9	18	824	C	29	142.6	380.4	1,711.2	30	36.9%
5 秋田	44.6	13.6	163	9	263.8	243.9	629.2	190.8	3,794.8	44	790	D	33	135.9	146.5	1,630.8	44	43.0%
6 山形	43.6	13.6	163	12	270.4	245.3	635.2	221.8	3,880.0	42	790	D	33	138.3	150.5	1,659.6	34	42.8%
7 福島	43.4	12.5	162	12	288.3	261.1	698.1	348.1	4,157.7	32	798	D	31	138.9	246.4	1,666.8	33	40.1%
8 茨城	43.0	13.0	159	14	331.7	298.7	961.7	435.8	4,942.1	8	849	B	15	146.9	488.8	1,762.8	17	35.7%
9 栃木	43.3	13.0	162	16	326.0	292.6	888.0	357.9	4,800.0	11	853	B	13	151.8	336.7	1,821.6	12	38.0%
10 群馬	43.3	12.7	161	13	319.9	287.4	868.7	423.7	4,707.5	15	835	C	21	145.3	339.3	1,743.6	26	37.0%
11 埼玉	43.3	11.6	163	14	332.2	301.7	798.2	992.9	4,784.6	13	926	A	4	163.9	1,353.1	1,966.8	4	41.1%
12 千葉	43.4	11.5	161	14	334.3	303.1	772.2	828.2	4,783.8	14	923	A	5	161.5	1,114.3	1,938.0	5	40.5%
13 東京	42.5	12.2	155	12	408.1	379.0	1,306.5	3,674.1	6,203.7	1	1,013	A	1	169.2	2,330.1	2,030.4	2	32.7%
14 神奈川	43.4	12.5	159	15	376.5	341.1	1,084.2	1,137.7	5,602.2	2	1,011	A	2	175.9	1,710.7	2,110.8	1	37.7%
15 新潟	43.3	13.3	163	12	289.3	263.6	716.0	439.0	4,187.6	31	830	C	24	145.3	336.2	1,743.6	26	41.6%
16 富山	43.5	12.6	164	11	302.6	277.1	766.4	205.8	4,397.6	28	848	B	16	148.4	157.2	1,780.8	16	40.5%
17 石川	43.8	13.2	163	12	309.4	282.8	869.8	216.0	4,582.6	23	832	C	23	145.6	181.2	1,747.2	22	38.1%
18 福井	43.1	12.9	165	12	302.9	276.4	823.1	165.0	4,457.9	27	829	C	26	146.7	121.8	1,760.4	18	39.5%
19 山梨	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3	915.1	128.4	4,629.1	19	837	B	19	145.6	144.7	1,747.2	22	37.7%
20 長野	44.1	13.0	164	13	312.0	283.5	854.6	407.3	4,598.6	22	848	B	16	150.1	339.2	1,801.2	14	39.2%
21 岐阜	42.8	12.1	165	14	312.3	282.8	856.4	320.8	4,604.0	21	851	C	14	152.3	339.0	1,827.6	11	39.7%
22 静岡	43.4	12.7	162	14	318.1	287.1	873.7	618.7	4,690.9	16	885	B	8	155.8	641.0	1,869.6	8	39.9%
23 愛知	42.2	13.3	159	17	360.4	318.5	1,123.2	1,945.2	5,448.0	3	826	A	28	145.4	1,329.6	1,744.8	25	32.0%
24 三重	42.4	13.2	160	16	355.6	296.3	954.0	326.7	5,221.2	5	873	B	9	153.6	310.4	1,843.2	9	35.3%
25 滋賀	42.6	12.9	161	16	337.1	298.8	995.3	279.6	5,040.5	6	866	B	11	153.3	256.3	1,839.6	10	36.5%
26 京都	43.1	11.6	161	13	332.0	301.0	912.9	438.5	4,896.9	9	909	B	6	158.2	469.5	1,898.4	6	38.8%
27 大阪	42.9	12.4	159	13	362.2	332.2	1,068.0	1,481.5	5,414.4	4	964	A	3	165.8	1,535.9	1,989.6	3	36.7%
28 兵庫	42.5	12.0	160	14	338.9	305.3	944.0	742.0	5,010.8	7	899	B	7	156.4	918.6	1,876.8	7	37.5%
29 奈良	43.1	12.2	163	12	331.4	304.4	815.4	131.9	4,792.2	12	837	C	19	146.5	220.1	1,758.0	19	36.7%
30 和歌山	42.9	12.4	164	12	307.2	278.5	829.0	123.9	4,515.4	25	830	C	24	146.1	141.4	1,753.2	20	38.8%
31 鳥取	43.2	12.1	164	9	270.9	251.6	626.2	95.5	3,877.0	43	790	D	33	136.7	83.7	1,640.4	42	42.3%
32 島根	43.6	12.6	162	12	283.9	258.6	723.5	121.3	4,130.3	35	790	D	33	137.5	103.1	1,650.0	39	39.9%
33 岡山	43.1	12.6	161	14	313.3	280.6	862.1	346.3	4,621.7	20	833	C	22	145.8	282.1	1,749.6	21	37.9%
34 広島	43.5	13.2	161	13	329.9	301.1	910.4	421.6	4,869.2	10	871	B	10	151.6	459.2	1,819.2	13	37.4%
35 山口	43.4	12.4	161	13	309.0	279.0	872.8	245.4	4,580.8	24	829	C	26	144.2	213.2	1,730.4	28	37.8%
36 徳島	43.6	12.8	162	11	298.8	275.4	785.4	98.9	4,371.0	30	793	C	32	137.2	92.4	1,646.4	41	37.7%
37 香川	43.3	12.3	162	13	298.6	272.6	798.6	177.6	4,381.8	29	818	C	30	143.2	139.9	1,718.4	29	39.2%
38 愛媛	43.9	12.2	163	12	284.4	259.8	728.8	229.4	4,141.6	33	790	D	33	138.3	197.0	1,659.6	34	40.1%
39 高知	43.7	11.9	162	10	286.4	266.0	627.7	106.1	4,064.5	37	790	D	33	135.9	98.4	1,630.8	44	40.1%
40 福岡	42.9	11.5	161	12	316.9	290.5	857.5	737.5	4,660.3	17	841	C	18	145.5	869.1	1,746.0	24	37.5%
41 佐賀	44.0	12.0	163	13	272.8	249.4	645.2	142.8	3,918.8	40	790	D	33	139.0	123.5	1,668.0	31	42.6%
42 長崎	44.0	11.8	162	12	274.7	249.6	689.1	232.5	3,985.5	39	790	D	33	137.5	207.6	1,650.0	39	41.4%
43 熊本	43.8	11.5	164	11	281.0	258.8	697.8	303.4	4,069.8	36	790	D	33	138.3	264.8	1,659.6	34	40.8%
44 大分	44.1	11.6	162	11	284.6	260.3	725.1	213.2	4,140.3	34	790	D	33	136.7	169.8	1,640.4	42	39.6%
45 宮崎	43.9	11.6	162	10	263.3	243.0	631.7	157.2	3,791.3	45	790	D	33	135.9	168.4	1,630.8	44	43.0%
46 鹿児島	44.0	12.0	164	11	279.4	257.3	697.0	217.6	4,049.8	38	790	D	33	138.3	262.4	1,659.6	34	41.0%
47 沖縄	43.2	10.6	161	10	269.6	251.3	538.6	192.8	3,773.8	46	790	D	33	135.1	253.8	1,621.2	47	43.0%

注1) 決めて支給する現金給与額の②～⑨は、厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の男女計の数値としています。
 注2) 非正規雇用労働者数⑬は、「平成29年就業構造基本調査(都道府県編)」の数値(2017年分の統計値)としています。
 注3) 最低賃金額が同じなのに月収・年収に差が出るのは、労働時間数を統計調査の所定内・超過の時間数に合わせたことによる違いです。
 注4) ⑭の順位は、同額が存在するため、同額には同順位を付け、同額の次から同順位を加算した順位としています。

都道府県別の最低賃金額近傍(1.15倍未満)の労働者の分布状況 資料2

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者は全国で13.4% (平成26年)
- 平成21年の9.2%から増加

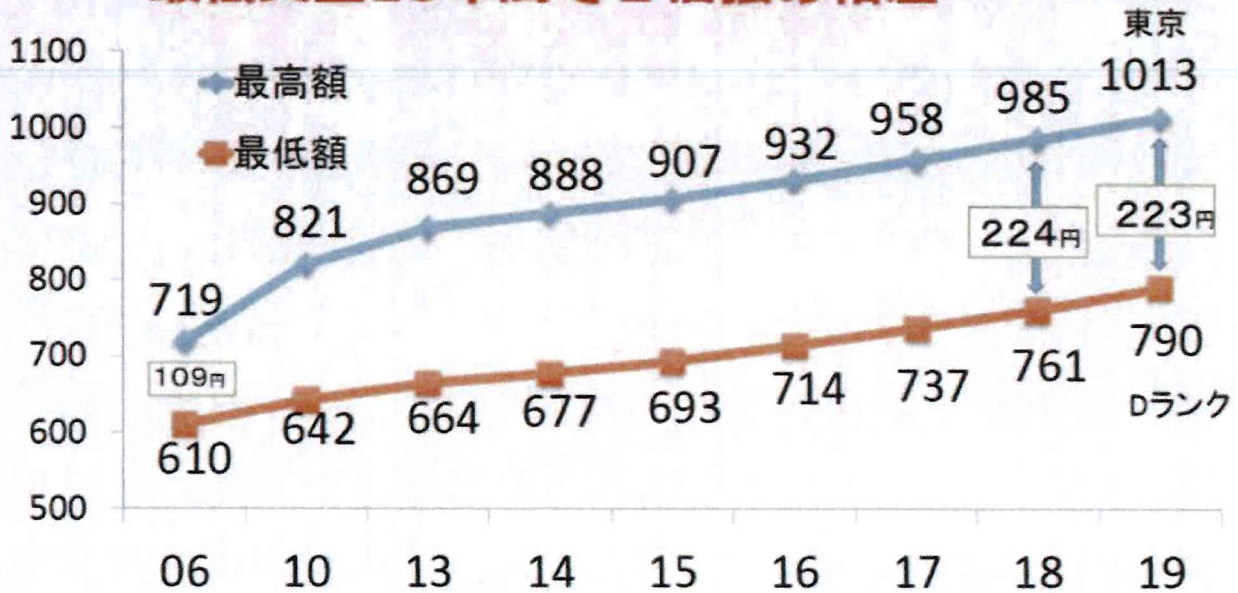


資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

※都道府県の順番は割合(2014年)の大きい順

都道府県別の地域間格差の拡大状況 資料3

最低賃金13年間で2倍強の格差

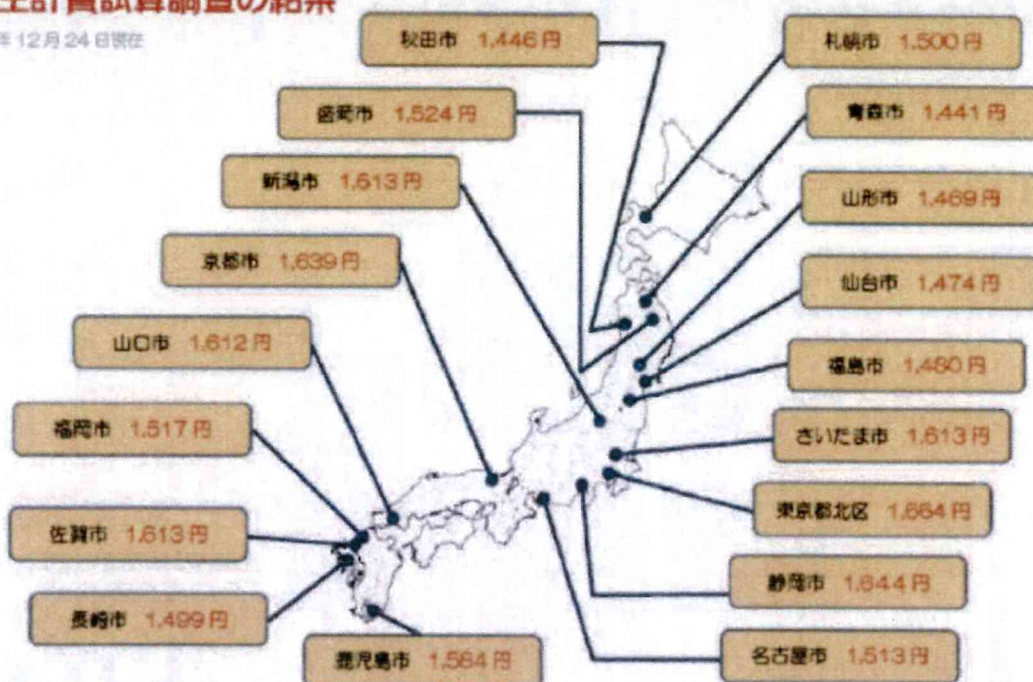


資料5-(1)

全国どこでも変わらない生計費 (男性・月150時間労働)

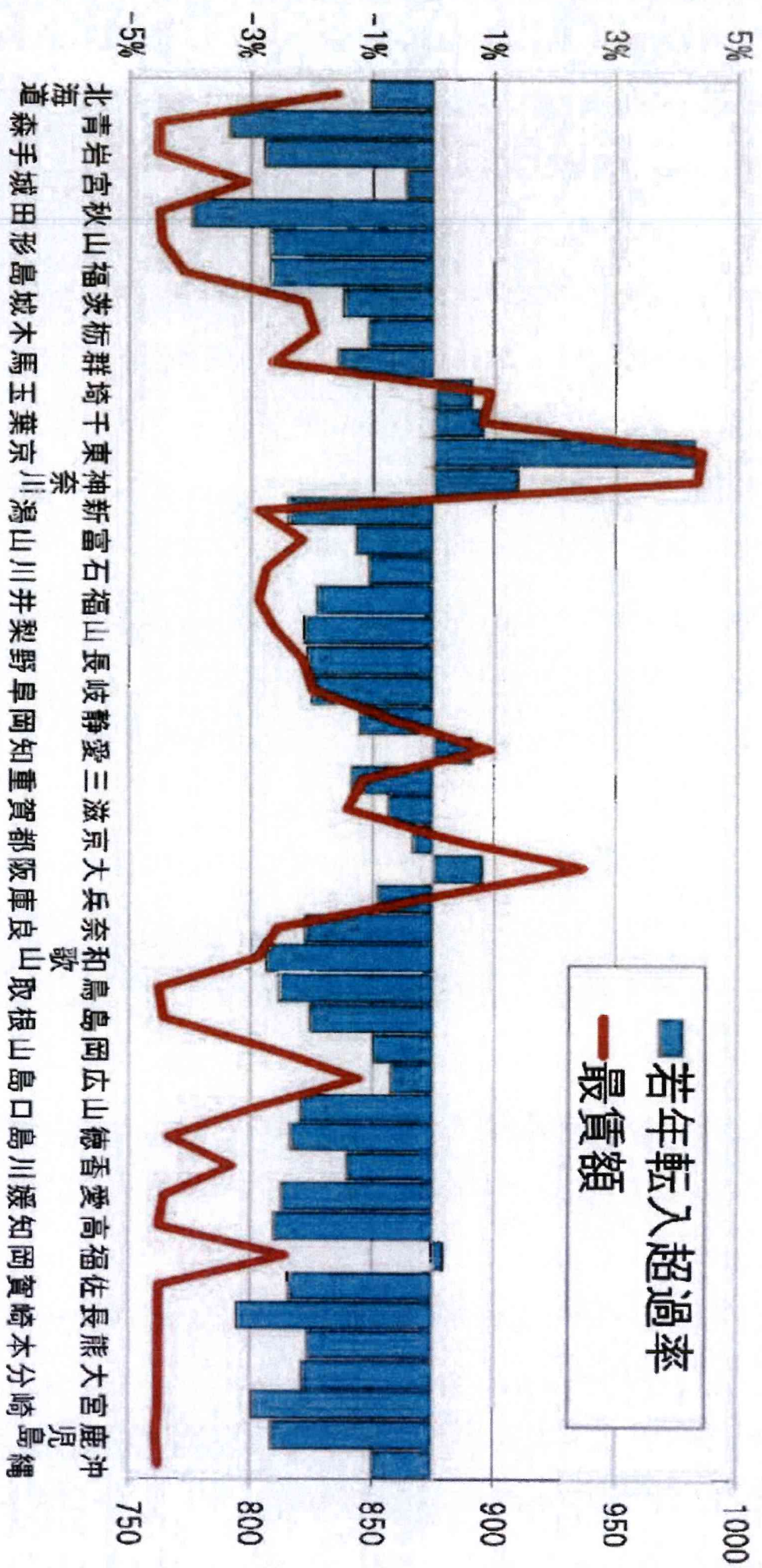
最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在



都道府県別 若年（15～29歳）転入超過率と地域別最低賃金の相関 資料4

「平成30年 住民基本台帳人口移動報告」（平成30年10月1日現在人口推計）より作成



最低生計費試算調査・総括表

2016年10月時点の試算
※ 25歳単身者・賃貸ワンルームマンションに居住という条件で試算

資料5-(2)

都道府県	北海道	岩手県	福島県	首都圏	静岡県	新潟県	愛知県	京都府	広島県	香川県	徳島県	高知県	長崎県	平均値			
自治体名	札幌市	北上市	会津若松市	さいたま市	静岡市	新潟市	名古屋市	京都市	広島市	高松市	徳島市	高知市	大村市				
最貴ラック	C/男性	C/女性	D	A/B	B/男性	B/女性	C	A/男性	A/女性	B	B/女性	C	D	D			
消費支出	163,824	159,471	170,561	173,051	174,406	186,228	185,291	178,438	162,526	162,821	149,895	151,327	162,811	161,368	166,410	163,571	167,000
食費	39,991	32,310	40,822	40,822	39,564	40,253	34,240	38,241	37,900	31,319	41,011	35,074	39,024	39,521	38,986	42,194	38,205
住居費	32,000	32,000	30,000	30,000	54,167	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	41,250	36,458	35,000	36,000	35,000	30,000	37,242
水道・光熱	10,206	9,933	9,017	9,071	6,552	7,559	6,594	11,064	7,510	6,551	6,161	9,500	5,991	7,017	6,111	7,546	7,930
家具・家事用品	4,090	4,398	3,362	3,417	3,881	3,883	4,124	3,765	3,480	3,600	4,100	3,677	6,160	3,841	3,841	3,401	3,939
被服・履物	5,828	4,431	5,232	5,689	7,548	7,521	4,296	6,951	8,426	8,406	7,090	7,170	7,576	7,381	7,381	4,654	6,599
保健医療	4,558	3,274	2,465	2,465	2,465	3,255	4,516	4,188	2,186	5,016	2,062	6,372	2,420	2,492	2,420	2,465	3,289
交通・通信	16,660	17,438	40,252	42,252	18,214	47,687	47,498	43,328	19,062	18,872	12,703	12,464	34,862	34,391	34,862	35,550	29,756
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	30,068	30,068	16,608	16,650	18,273	18,408	22,034	14,970	17,745	17,764	14,995	26,856	11,645	10,679	16,346	16,522	18,727
その他	20,423	25,619	22,803	22,685	23,742	19,662	23,989	18,148	21,217	26,293	20,523	13,756	20,133	20,046	20,963	21,239	21,328
非消費支出	44,878	44,878	40,294	42,603	42,395	46,662	46,662	47,287	47,562	47,562	32,884	43,838	42,417	42,515	42,243	39,047	43,358
予備費	16,300	15,900	17,000	17,000	17,000	18,600	18,500	17,800	16,200	16,200	15,000	15,826	16,000	16,000	16,000	16,000	16,583
最低生計費	180,124	175,371	187,561	190,051	191,406	204,828	203,791	196,238	178,726	179,021	164,895	167,153	178,811	177,368	182,410	179,571	183,583
税抜	225,002	220,249	227,855	232,654	233,801	251,490	250,453	243,525	226,288	226,583	197,779	210,991	221,228	219,883	224,653	218,618	226,941
年額(税込千円)	2,701	2,643	2,735	2,792	2,806	3,018	3,006	2,923	2,716	2,719	2,374	2,532	2,655	2,639	2,696	2,624	2,724
月150時間換算	1,500	1,468	1,519	1,551	1,559	1,677	1,670	1,624	1,509	1,511	1,319	1,407	1,475	1,466	1,498	1,457	1,513
月155時間換算	1,452	1,421	1,470	1,501	1,508	1,623	1,616	1,571	1,460	1,462	1,276	1,361	1,427	1,419	1,449	1,410	1,464
173.8時間換算	1,295	1,267	1,311	1,339	1,345	1,447	1,441	1,401	1,302	1,304	1,138	1,214	1,273	1,265	1,293	1,258	1,306
2015年度底賃金額	786	716	716	726	845	807	753	845	845	793	793	742	716	715	715	715	798
調査実施時期	2016年4月	10年7月	10年7月	08年8月	15年12月	15年12月	16年2月	06年7月	15年1月	12年7月	12年7月	12年7月	09年3月				

2019年7月13日

香川労働局長

本間 之輝 様

香川地方最低賃金審議会会長

柴田 順子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）

女性部長 中 平 朋 子



2020 年度最低賃金額改定を目安審議にむけた意見書 —最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—

【意見趣旨】

1. コロナの中で地域経済が疲弊する中で、消費を増やし、地域経済を活性化させるためにも、中小企業に最賃引き上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げていくことが重要である。
2. 最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。いますぐ、時給 1000 円以上に引き上げるとともに、時給 1500 円をめざすことが求められる。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

【意見理由】

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での経済活性化のために

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている。現況の経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げ、引き上げのための中小企業の負担を減らすために政府による

さらなる支援の強化が求められている。支援強化をとまなう最賃額の引き上げは、コロナ禍後の社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなるものである。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は宿泊・飲食業が最も多く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致している。2位は卸売り小売業、3位は生活関連・娯楽であり、上位3つの業種をみても、国民の所得をあげることによって3つの業種の営業の改善効果が期待できる分野である。またこの3つの分野は女性の多い業種である。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求める。

2 生計費として時給 1500 円程度は最低必要！

全労連加盟の24の都道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行った。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査である。

地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円～25万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、おおよそ時間給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、即時1000円以上へ最低賃金を引き上げ、どこでも誰でも時給1500円を目指すことが求められる。また、今般、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討し、大幅な引き上げが必要である。

3 若者の将来の希望のため、最低賃金の引き上げが必要！

第4次少子化社会対策大綱は、「2019年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録し」「人口減少は深刻さを増している」と報告している。その背景には、「経済的な不安定さ」があるとも指摘している。昨年夏には金融庁が老後の生活のために年金だけでは足りず夫婦で2000万円を準備しろとの報告を発表した。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収300万円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、結婚できないし、また老後の準備もしなければならぬとなれば自らの自立で精いっぱい、産むことをためらわざるを得ない。社会保障費の削減の理由に少子高齢化があげられることがしばしばだが、非正規化、賃金の低下で貯蓄ゼロ世帯が多いなかで、社会保障の支え手を支援していくことが求められている。政府に今求められているのは、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金を保障することである。

4 女性の貧困・子どもの貧困をなくすため、最低賃金の引き上げが必要！

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきである。日本の子どもの貧困率は、13.9%と非常に高い。さらに、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。特に、母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても、生計費を賄えない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題である。

5 男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要！

昨年、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は121位と過去最低の順位に転落した。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差がある。総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が5割を超えたと報告されているが、増えた女性労働者の多くが、非正規労働である。女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えない。男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

6 女性の自立のため、最低賃金の引き上げが必要！

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。現行の最低賃金額は、全国加重平均額901円（2019年10月改定）であり年間1800時間をフル稼働で働いたとしても162万1800円にすぎない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。本年パート労働者への厚生年金の適用拡大の法改正が行われたが、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

7 地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている。

2019年の地域別最低賃金の改訂により、時間額最低額790円から最高額1013円と地域間格差は223円もの差がある。最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出がおり、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。日本経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要である。全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以上

2020年7月13日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 様日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 森 信夫

2020年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますこと敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、労働者を代表して意見を申し上げます。

最低賃金は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する社会的セーフティネットの重要な柱であります。ぜひ最低賃金法の目的ならびに地域経済への好循環を実現させるためにも、最低賃金の改定にあたり意見を下記のとおり提出致します。

記

1. はじめに

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、最も重要かつ根源的なものである。雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活が営める水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきである。

その意味で、生活保護基準（高松市108,620円【20～40歳単身世帯】）との比較を考慮のうえで、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引上げは極めて重要だ。

加えて、国内では、戦後最大とも呼べる新型コロナウイルス感染症による危機的状況を可能な限り早期に収束させるため、国民一丸となった対応を続けている。緊急事態宣言は一旦解除されたが、すべての国民の命と健康、そして生活を守っていくためにも「新しい生活様式」による感染症対策を継続するとともに、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、経済を再生させていかなければならない。そのためには、あらゆる政策を総動員させ、最低賃金引き上げはその重要な政策の一つであることから、適正な水準への引上げが必要である。

2. 香川地域最低賃金について

地域別最低賃金は、近年、大幅に引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えない。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を確保したうえで、同時に監督行政のさらなる強化により、その実効性を高めていくことが求められている。

昨年は、全国の地域別最低賃金の審議の結果、加重平均+27円の改善となった。しかし香川県の最低賃金額は818円（+26円）引き上げられたものの、全国加重平均▲1円の格差が生じる結果となった。

なお、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が経済情勢等に及ぶ中での審議となるが、そうした情勢にあるからこそ、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる最低賃金額が決定されるべきである。

3. 香川地方最低賃金の審議にあたり

(1) 金額改定の基本的考え方

香川地方最低賃金の改定にあたっては、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、香川県における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、適正な水準確保をめざした取り組みを進める。生計費としては香川県の連合リビングウェイジ時間額（950円）を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざす。

さらに、連合香川は、誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、時給「誰もが1,000円」以上の早期実現をめざす。

(2) 最低賃金額の妥当性

香川県の最低賃金は、県内経済を支える上でも、地域の労働者の生活と、地域経済・産業の持続性を支える上でも、大変重要な役割を果たしている。

まず、本審議会において、公労使によって決めていく、三者構成原則をしっかりと堅持していくことに大変重要な意義があると考えます。

至近の高松市の消費者物価指数100.5（前年比▲0.3%）となり、まさに緊急事態宣言の下、経済活動が最大限縮小された状況を現わしている。

しかし、香川県の最低賃金の抱える課題は現状でも変わる事はなく、改善にむけた歩みは止めるべきではない。

他方、いくら働いてもワーキングプアから脱せない短時間労働者や子供の見守り負担の増している現下の一人親世帯にとって、生活状況はより深刻である。

このように、私たちは、生活・雇用不安を抱える中での最低賃金額の改定を早期実現させることで、社会的セーフティーネットが促進され、県内の雇用・経済の安定に向けたメッセージとなり得るものとする。

4. 2020春季生活闘争の結果

連合2020春季生活闘争は、すべての組合は「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置き、月例賃金にこだわった取り組みを進めてきた。

その現時点の集計結果のうち、有期・短時間・契約等労働者の賃上げは、時給、月給ともに昨年同時期を上回った。時給が昨年同時期を上回るのは、2014年以降7年連続である。

平均時給は加重平均、単純平均ともに1,000円を上回った。また、参考値ではあるものの、月給の賃上げ率は、平均賃金方式の賃上げ率をも上回っている。有期・短時間・契約等労働者の賃金は、同一労働・同一賃金の法施行もあり、格差是正の動きが前進しているものと受け止める。

- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げの回答水準

- 時給：加重平均28.49円（昨年より2.01円増）

- 時給：単純平均27.10円（昨年より1.01円増）

- 有期・短時間・契約等労働者の回答時給額

- 加重平均1,029.07円、

- 単純平均1,039.01円

- 有期・短時間・契約等労働者の回答月給額

- 加重平均5,692円・2.68%

- （昨年より1,375円増・0.60ポイント増）、

- 単純平均4,829円・2.30%

- （昨年より606円増・0.28ポイント増）

このように、企業などで雇用されている有期・短時間・契約等で働く者の賃金は、集計の経過からも賃金改善が進められており、最低賃金の引き上げの流れを前進させるべきである。将来にわたって県内の経済を持続可能な社会へと向上していくためには賃上げが必要である。

5. 消費税の増税を踏まえた引き上げについて

昨年を目安答申の公益見解では、「来年度以降の審議においては、消費増税の影響による物価変動等の状況勘案するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、今後政府において効果的かつ思い切った支援策が講じられることを前提に、それらが適切に反映される水準について議論を行うことが必要である。」と記載されている。つまり本年の香川地域最低賃金の審議においては、昨年10月に消費税を2%上乘せした物価上昇などから、最低賃金近傍で働く者の生活に大きな影響を与えることを強く意識しなくてはならない。

6. コロナ禍におけるセーフティーネットの推進

国内では、新型コロナウイルスの影響が長期化する見通しのなか、感染者数の減少が見込めたことから、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除された。

県内においても、4月20日以降、感染者数ゼロを継続していることから、徐々に経済活動や消費者行動が戻りつつある。

他方、世界的なマスク不足や海外からの部品調達が滞り、国内生産へのシフトが高まることにより、さらなる物価の上昇リスクが高まっている。このような景況のなか、賃金の低廉な労働者のくらしには、コロナ禍によるリスクが直結しており、最低賃金の引上げによる社会の安定と将来に繋がるセーフティーネットの推進が求められる。

7. 中小企業・自営業者への支援について

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備とその支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

最後に、香川県において「健康で文化的な最低限度の生活を営める水準」としていくために、2020年度の改正審議の中で格差是正に繋がる最低賃金水準の改善が図られることを心から期待申し上げ、2020年度香川県最低賃金改定に対する意見とする。

以上

香経協発第24号
令和2年7月10日香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿香川県経営者協会
会長 本田 典孝

令和2年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

内閣府が令和2年6月19日に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、日本経済の基調判断として、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、としている。

6月3日に首相官邸で開催された「全世代型社会保障検討会議」において、安倍首相は、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」と述べて、最低賃金引き上げに慎重な姿勢を示している。この会議の中では、特に中小企業において、新型コロナウイルスの影響で業況感や資金繰り状況が過去最大の悪化幅となっていることが示されている。

新型コロナウイルスの感染については、緊急事態宣言解除後も、全国で多くの感染者が発生しており、感染拡大の第2波も懸念されているところであり、また世界的にみても、いまだに拡大の一途にあり、人や物流の動きの収束は見通せない状況にある。

また、資金繰りの支援、助成金を申請、活用している企業が多いなかであって、最低賃金の引き上げに対応できる体力がなくなっている企業が増えている現状がうかがえる。

一方、現在、最低賃金引き上げに関する政府方針により、4年連続3%台の大幅な引き上げが続いており、最低賃金額はここ5年間で16%、ここ10年間で26%上昇し、香川県でも5年間で17%(702円→818円)、10年間で25%(652円→818円)の上昇という大幅な引上げとなっており、中小企業から悲鳴にも近い声が聞かれているところである。

これらのことを踏まえ、最低賃金の審議にあたっては、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている中小零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴いただき、特に今年度においては、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものである。

2. 企業の景況感について

(1) 日本総合研究所：国内景気週報（6/29～7/3）

日本総合研究所が、7月6日に発表した「6月29日～7月3日」の国内景気週報によれば、国内景気の現状判断としては、新型コロナウイルスの影響で大幅な落ち込みとなっている。インバウンド需要の減少や世界経済の下振れを背景に、輸出が大幅に減少。さらに、国内での感染者数の拡大を受け、国内家計の消費活動も大きく落ち込んでいるほか、企業も設備投資を先送りする動きがある、としている。

また、先行きの展望としては、新型コロナウイルスの流行がこのまま収束していくと想定すると、7～9月期には、外出自粛の緩和に伴い個人消費が持ち直すことで、景気は回復基調に転じる見通し。もっとも、新型コロナウイルス感染の第2波を回避できたとしても、V字型の力強い景気回復は期待薄で、インバウンド需要や貿易活動が元の水準に戻るには、時間を要する見込み。個人消費も、自粛ムードの残存や雇用所得環境の悪化が重石となり、新型コロナウイルス流行前を下回る状態が長期化する見通しである、としている。

(2) 日銀発表：企業短期経済観測調査（短観）の概要

日銀が7月1日に発表した6月の企業短期経済観測調査（短観）は、大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（DI）が前回の3月調査から26ポイント下落のマイナス34となり、リーマンショック直後の2009年6月以来、11年ぶりの低水準となった。幅広い業種が新型コロナウイルスの打撃を受け、景況感は6四半期（1年6ヵ月）連続で悪化した。大企業非製造業でも、宿泊・飲食サービスなどの悪化が深刻で、DIは25ポイント下落のマイナス17となり、下落幅は過去最大となっている。

先行きは大企業が若干の改善を見込む一方、中小企業はさらなる悪化を予測しており、格差拡大を鮮明にしている。

(3) 日銀高松支店発表：香川県の企業短期経済観測調査結果の概要

日銀高松支店が7月1日に発表した香川県の6月の企業短期経済観測調査結果によると、県内企業の景況感を示す業況判断指数は、全産業で前回調査（3月）から21ポイント悪化のマイナス25となり、下げ幅はリーマンショックが原因で落ち込んだ2009年3月調査時以来の水準で、3四半期連続の悪化となった。

業種別にみると、製造業は前回調査から19ポイント低下してマイナス26。非製造業は同23ポイント低下のマイナス24となった。また、2020年度の売上高の見通しは、前年度比2.2%減、経常利益は同11.5%減と大幅に落ち込んでいる。

日銀高松支店長は、「新型コロナウイルスの収束時期や及ぼす影響は不確実性が高く、企業に先行きに対する慎重な見方が広がっている。収益の見通しは、感染の第2波の動きが出てくると、さらに下振れする可能性がある。」としている。

業況判断DI（香川県）

（「良い」－「悪い」、%ポイント、（ ）内は前回調査時の予測）

	19/3月	6月	9月	12月	20/3月	6月	9月 (予測)
製造業	(4) 0	(▲6) ▲4	(▲10) 4	(▲16) ▲4	(▲18) ▲7	(▲28) ▲26	▲41
非製造業	(11) 16	(15) 20	(11) 17	(11) 7	(1) ▲1	(▲18) ▲24	▲33
全産業	(8) 9	(6) 9	(2) 12	(0) 3	(▲6) ▲4	(▲23) ▲25	▲36

（4）高松商工会議所発表：令和2年1月～3月期の管内景気動向調査の概要

3月18日に高松商工会議所が発表した令和2年1月～3月期の管内景気動向調査によると、同商工会議所に加盟する中小企業133社の今期の景気判断DIは、前期比、前年同期比ともにマイナス幅が拡大し悪化となった。新型コロナウイルスの影響により、製品・サービスの受注減少、イベントの中止、延期による売上の減少など、業種問わず深刻な状況にある。

先行きについては、感染防止対策等に伴うコストの増加や、消費マインドのさらなる悪化への懸念もあり、長期化する新型コロナウイルスの影響で不透明感が増している。

経営上の問題として、最も多く挙げられているのは「売上不振」で、次いで、「求人難」、「利益減少」を挙げている。

（5）四国経済連合会発表：2020年4～6月期の景気動向調査の概要

四国経済連合会が6月24日に発表した2020年4～6月期の景気動向調査によると、四国の景気は新型コロナウイルス感染症による影響が拡大し、厳しい状況にある。個人消費の不振が続いているほか、生産や輸出が落ち込み、企業業績も急速に悪化しており、設備投資も弱含みの動きとなっている。

こうしたなか、四国の景気について、「低迷・底ばい」または「下降」とみる企業の割合が前回3月調査の84%から95%へ上昇し、「既に回復」または「回復傾向」とみる企業の割合（5%）を大幅に上回るなど、経営者の景況感是一段と悪化している。

3. 香川県内の雇用情勢

（1）香川労働局発表の5月雇用情勢判断

香川労働局が6月30日に発表した県下の5月の雇用情勢判断は、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分に注意する必要がある」としている。

5月の香川県における有効求人倍率は1.42倍で、約5年ぶりに1.5倍を下回った。前月の1.59倍より0.17ポイント低下し、下落幅は過去30年で最大となった。また、正社員の有効求人倍率は、前年同月より0.18ポイント低下し、1.12倍となっている。

求人産業別の動向では、増加した主な産業は建設業で、減少した主な産業は、サービス業、宿泊業、飲食サービス業となっている。

なお、全国では、7月1日時点で、新型コロナウイルス感染拡大に関連した解雇や雇い止めが、見込みを含めて3万1千人を超えている。

(2) 県内の2021年春の採用計画に関するアンケート（四国新聞社）

四国新聞社が7月5日にまとめた県内企業200社を対象に実施した2021年春の採用計画に関するアンケート結果では、採用予定人数を今春に比べて「増加」とした企業は、27.0%で、前年比で17.6ポイントの大幅減となり、2014年春以来7年ぶりに30%を割った。「減少」とした企業は、前年から倍増の17.8%となっている。

また、従業員の過不足は、「不足」「やや不足」が計54.4%で、前年の71.0%から大幅に減少した。

4. 2020年春の賃上げについて（経団連）

経団連が5月21日に発表した2020年の大手企業の賃上げ率の第1回集計では、昨年の2.43%を0.26ポイント下回る2.17%となり、妥結額平均は7,297円で、昨年の8,245円より948円下回っている。

また、経団連が6月12日にまとめた、中小企業（従業員500人未満）の賃上げは、1.72%で前年の1.87%より0.15ポイント下回り、妥結額も4,471円で293円の減となっている。

5. 香川県内における2020年上半期の企業倒産（帝国データバンク高松支店）

帝国データバンク高松支店が7月3日発表した2020年上半期（1～6月）の香川県内における企業倒産集計（負債額1千万円以上、法的整理）によると、倒産件数は前年同期比5件減の23件で、上半期として4年ぶりに減少した。負債総額は前年同期比5.35%増の42億6700万円で、2年ぶりに増加した。

同支店は「手厚い金融支援で目先の手元資金を確保できているため、新型コロナウイルスによる倒産は低く抑えられている」と分析。今後については、「飲食や宿泊、娯楽など落ち込みが激しかった業界では、営業再開をあきらめたり、資金が不足して事業の継続を断念する企業が増える可能性は高い」としている。

倒産件数を業種別にみると、卸売業が9件で最多。サービス業4件、建設業、小売業が各3件などと続いた。倒産原因は、販売不振が15件で約65%を占めた。

6. 四国地区 人手不足に対する企業の動向調査（帝国データバンク高松支店）

帝国データバンク高松支店が6月15日に発表した四国地区の4月の人手不足に対する企業動向調査によると、正社員が「不足」とした四国の企業は36.9%で、前年同月比15.2ポイント減少し、4月としては4年ぶりに4割を下回るなど人手不足の割合は急激に低下している。

また、非正社員が不足している四国の企業は、15.6%で、前年同月比17.0ポイント減少し、4月としては7年ぶりの1割台となった。

人手不足の割合を月次の推移で見ると、正社員・非正社員とも2月から「不足」の割合が減少に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響が広がるにつれ、減少幅が大きくなっている。

7. 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会（3団体連名）からの最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、4月16日に、3団体の連名で最低賃金に関する要望をとりまとめ、公表した。

その中では、わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること、を要望している。

8. むすび

新型コロナウイルス感染症により、景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標が大幅に悪化している現状や、今後もさまざまに影響が出るものと考えられる中であって、雇用調整助成金や持続化給付金を申請しながら、雇用と経営を死守しようとしている中小零細企業の経営実態を考慮すれば、最低賃金を引き上げる状況となっていない。

以上



資料No.5

香タク協第23号
令和2年7月6日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿



香川県タクシー協同組合
理事長 岩崎 康誠



香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、香川県最低賃金額につきましては、平成19年から大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっており、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しているところです。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化しました。このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、同法に基づき設置された地域の協議会において適正化及び活性化に向けて更なる取り組みの強化を行っております。このような状況の下、香川県の法人タクシーは利用者ニーズに応えて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう各種改善等に努めておりますが、いまだ労働条件が十分に改善できるまでには至っていないのが現状です。

また、中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、本年は新型コロナウイルスの影響により事業収入は大幅に減少している状況であり、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白